

山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集：山田町復興推進課

県営災害公営住宅（豊間根団地）入居者随時募集のお知らせ

県では災害公営住宅（豊間根団地）の入居者を随時募集しています。

詳細は下記のとおりです。

●募集団地

- (1) 団 地 名・・・豊間根団地 72戸のうち29戸
- (2) 場 所・・・豊間根第3地割地内（農村婦人の家付近）
- (3) 構 造・・・鉄骨造 3階建て 2棟
- (4) 入居時期・・・平成26年6月（予定）
- (5) 間取り等

間取り	募集戸数	家賃目安	申込可能世帯人数
1DK	7戸	4,800～41,500円	单身又は2人世帯
2DK	8戸	6,100～52,900円	制限なし
3DK	14戸	7,000～60,900円	3人以上の世帯

●募集期間

随時（募集住戸がなくなり次第終了します。）

●募集案内・申込書の配布先

- ・岩手県合同庁舎 土木部または土木センター管理課
- ・山田町役場 建設課・豊間根支所・船越支所
- ・宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市役所及び大槌町役場

岩手県のホームページからも募集案内・申込書がダウンロードできます。

- ・ホームページアドレス <http://www.iwate.jp>

●入居申込の方法

必要事項を記入した申込書を、下記窓口まで**郵送**又は**持参**により提出してください。

申込みできる方は、入居資格がある方に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、募集案内をご覧ください。

●申込書受付窓口・問い合わせ先

一般財団法人岩手県建築住宅センター（県営住宅指定管理者）

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 アイーナ2階

電話：0120-208-201または019-623-4414

（土曜日、日曜日、祝日を除く、8時30分から17時30分）

大沢地区の工事説明会開催について

大沢地区では早期に工事着工するために、起工承諾書の取得を進めており、準備の整ったところから工事に着工してまいります。つきましては、下記の内容で工事説明会を開催しますので、ぜひお越しください。

説明会内容

- ・大沢地区の全体工事工程について
- ・生活道路の確保及び環境対策について

説明会日程

事業区域	開催日	時間	会場
大沢地区	2月25日(火)	18:30~20:00	大沢ふるさとセンター

- ◆事前の予約は不要です。当日、会場に直接お越しください。
- ◆ご不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先にご連絡ください。その際、「大沢地区工事説明会について」とお申し出ください。

【お問い合わせ先】

山田町大沢地区震災復興事業共同企業体工事事務所 TEL:0193-81-2771

役場建設課 都市整備第1チーム、第2チーム TEL:0193-82-3111 (内線236、247)

住宅を新築・購入する方に対する利子補給等の制度について

町では、高台への移転（防災集団移転促進事業）によらず、住宅を新築・購入する方に対し、新規債務に係る利子を補助する制度を実施しておりますが、被災時の状況や、契約の有無で異なる制度があります。ここでは2つの制度を比較してご紹介しますので、住宅再建を検討する際の参考としてください。

【住宅の新築・購入に対する利子補給等補助制度】

制度名	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	復興住宅融資利子補給補助金
対象者	主に災害危険区域に居住していた方で、防災集団移転促進事業の高台以外の土地に移転する方が対象です。 次のすべてに該当する方 ①被災時に災害危険区域に居住していた、又は現在も居住している方 ②山田町内の災害危険区域外に移転する方 ③申請時に新たな移転先住宅に係る契約や工事等が未着手である方（契約をすでに行っている場合、完成もしくは着工済みの場合は当事業の対象にはなりません。）	主に区画整理事業や漁業集落防災機能強化事業に該当している方で、町内に住宅を新築・購入する方が対象です。 次のすべてに該当する方 ①り災証明書の交付を受けかつ居住していた住宅が滅失もしくはやむを得ず解体した方 ②山田町内に住宅を新築・購入する方 ③住宅再建のため、金融機関等から融資を受けた方 ④防災集団移転促進事業及び、がけ地近接等危険住宅移転事業による利子補給を受けない方
補助額	新規債務（金利上限8.5%）の利子額 住宅新築・購入に対する借入：利子上限444万円 土地購入に対する借入：利子上限206万円 住宅用地造成に対する借入：利子上限58万円	新規債務（金利上限2%、1~25年目まで）の利子額 民間金融機関 利子上限300万円 住宅支援機構 利子上限150万円
申請期間	平成28年3月31日まで（工事完了期日）	平成30年3月31日まで
補足	この制度では、新規債務の利子額の外に引越費用等が補助される場合があります。引越費用だけの補助も可能ですので、引越をする前にご相談ください。 ・補助額：住宅移転等に伴う引越費用等 上限78万円 詳細は平成25年9月1日号のかわら版で紹介しています。	この制度は、新規債務の利子額のみを補助するものです。引越費用に関しては、被災者再建住居移転事業補助金制度を利用できる場合があります。 ・補助額：引越業者に支払った実績分 上限10万円 利子補給については平成25年8月1日号、引越費用については平成25年4月1日号外かわら版で紹介しています。

※住宅の再建を検討されている方は、契約等の前に一度役場建設課へご相談ください。

【お問い合わせ先】

役場 建設課 建築住宅係 TEL:0193-82-3111 (内線244、245)